

市芦救援会通信

市芦救援会通信 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 0797(32)1131
第20号88/8 (1部100円) 市芦救援会 発行人 玉本 格

日 第11回審理 9月7日(水) AM10~12 前田証人に対する反対尋問
程 第12回審理 10月4日(火) AM10~12 同上

第十回公開口頭審理

無断職場離脱による処分の根拠崩れる 組合活動弾圧のための不当労働行為暴露

市芦救援会事務局

去る七月二六日、第十回公開口頭審理が開かれました。市
教委証人前田和夫前市芦校長に対し、申立人側代理人分銅弁
護士より反対尋問が行なわれました。場内を埋めつくした傍
聴人の見守る中、河村・深沢両先生に対する「無断職場離脱」
を理由とする処分に関して追及がなされました。

市芦では従前から、学内外の生徒指導、教材研究等による
日常化した超過勤務がありました。そこで、教員の自発性・
創造性に基づく教育活動を保障するため、「勤務時間につい
て運用面で融通がはかれてきた」という証言を前田証人か
らひき出しました。また、組合支部執行委員会への参加につ
いても、該当者の時間割への配慮も含めて、校長が承認して
きたという事実も証言されました。

処分当時もそのような校内運用がなされていました。にも
かわらず、組合役員の二人のみを特定して、「無断職場離
脱」をデッチ上げ処分した事実が明白になりました。またこ
れは、当時の一連の組合活動への規制弾圧の中で行なわれた
という事実から、その不当労働行為が一層明白になりました。

次回もひきつづき前田証人に対する反対尋問が行なわれる
予定ですので、多数の方々の傍聴参加をよろしく願います。

も／く／じ

第十回公開口頭審理報告

勤務の正常化は組合弾圧から 組合役員以外の退校は認める	市芦救援会事務局	2
教育の尊厳を守る闘いを！	市芦分会	X 生 8
深沢忠先生に対する強制配置への反論書		10
9・29市芦反弾圧闘争2周年集会開催のご案内	市芦救援会事務局	12

第十回公開口頭審理報告

勤務の正常化は組合弾圧から
組合役員以外の退校は認める

市芦救援会事務局

河村・深沢両先生への「無断職場離脱」による停職一ヶ月という不当処分に関して、前田和夫市芦前校長に対する反対尋問が行なわれました。

前回、前田証人は処分者側主尋問の中で、教員の勤務時間が他の一般行政事務職員と同じように管理されるべきものとして、あたかも二名の教員が「無断職場離脱」という違法行為をくり返してきたかのような証言を行なっていました。

これに対し、教員の勤務の特殊性、市芦での教員の勤務実態について尋問を行い、証人から、校内の運用によって教員の自発性を尊重するため勤務の管理に巾をもたせてきた事実をひき出しました。市芦では緊急の生徒指導等も多く、出張等についても事後承認してきたという事実など、一般事務職とは異なった勤務実態があった事がそういう巾を必然的にもたせてきていたのです。

そして、勤務時間内であっても、六限目授

学外勤務も校長が認め
ないと勤務ではない

分銅弁護士（以下分銅と略）

「無断職場離脱」というのは、学校内にいなかったという意味ですか。

前田証人（以下前田と略）

はいそうです。

分銅 学校内にいなくても、たとえば他の場所勤務についていた場合、これも無断職場離脱として処分の理由になっているのですか。

前田 市職員の服務規則により、学校を離れて職場につく場合は、事前に学校長の許可を得て、仕事が終ればすみやかに報告するという手続きをとっておられたら、そういうことはありません。

分銅 そうすると、処分理由になっているものの中には、現実に教員としての勤務についていたかもしれないが、学校内にいなかったから処分理由としてあげられているというものもあると理解していいんですか。

前田 いえ、学校長の許可を得ておれば、そういうことはありません。

分銅 だから、勤務についていても、許可を得ていなければそれは「無断職場離脱」ということで処分理由になっているんですか。

前田 はい、それは勤務についたとはいえないので。

教員の勤務時間は一般
事務職と同じ管理はできない

分銅 証人は当然学校の管理職として、教員の勤務内容とか勤務の特殊性、そういうものについて十分理解されてますね。一般の事務職とはどのような点で特殊な面をもってると理解されていますか。

前田 対象が未成年の生徒ですし、…相手があるのではなく…未成年という点が……

分銅 対象が未成年という以外に、教える側の勤務内容そのものにも大きな特殊性が出てくるということはありますか。

前田 超過勤務等について、一般の公務員とは違いますので、教員については非常にむずかしいので、教職員手当というのが4%ついています。

分銅 時間では計れないような部分が、教員の勤務内容には多々あるわけですね。家庭訪問も、両親が帰られる夜八時・九時に行くというのは市芦ではしばしばあるんでしょう。

前田 はい、あります。

分銅 それ以上に、昼休みの時間も、先生方はともに昼休みがとれるんですか。

前田 年度によって違いますが、休憩時間があったとしてもそれを生徒指導もあるということで、授業のない時に食事をして、形としては休憩時間を後の方に回していたこともある。

分銅 ということは、昼休み時間も生徒を職員室に呼んで指導するという貴重な時間であって、事実上休憩時間をとるということが不可能であるという実態があるんでしょう。

前田 四・五時限目に授業がありますと、そういうことにもなりかねないと。

分銅 なりかねないというよりも、現実には市芦においては、昼休みの時間を先生方が生徒指導にあてていたという実態があったんでしょう。

前田 はい。全部が全部ではないですが、そういう実態がありました。

分銅 職員会議は、遅い時はかなり遅くまでするんでしょう。

前田 そういうこともございました。

分銅 それから、自宅に答案用紙をもって帰ってすることもしばしばあるのでしょうか。

前田 それは市芦だけではなく、どこでもあります。

分銅 そうですね、教員の勤務というのは、学校にいる時だけが勤務というふうには必ずしもいえないでしょう。

前田 はい、そういうところがあります。

家庭訪問などの深夜勤務もあるので
勤務時間には融通をきかせていた

分銅 教員の研修権について、どのように理解していますか。

前田 教員は常に研修に心がけなければいけない。

分銅 その研修をするために、勤務時間等でも運用上ゆるやかな処理がなされているという実態はございませんか。

前田 特に夏休み中とか……、それ以外でも活用してもらおう。

分銅 自分の授業がない時には、研修という形で教材研究とかにあててるわけですね。たとえばそれが、一限目授業がなくて二限目から授業という場合、従前はどうだったんですか。

前田 従前は授業がなければ、十時に出勤をするという実態がありましたが、それは正しくないという事で、昭和六十二年十二月一日から修正しました。

分銅 特に翌日十時出勤でいいという場合、先生方はその日を家庭訪問にあてるとか、遅くまで教材研究をするとか、それで翌日は十時にくることもあった。そういう実態があったんでしょう。

前田 校内の運用上、そういう事があった。

分銅 従前は確かに勤務時間については、運用面で融通がはかれてたわけですね。

前田 はい。

分銅 教職特別措置法が実施された時、当時の西岡文部政務次官と横枝日教組書記長との確認事項について知っていますか。

前田 知りません。

分銅 昭和四十六年七月一日、要旨は、「教職員の勤務時間の管理については、教育が特に教職員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいことから、正規の勤務時間内であっても、業務の種類、性質によっては、承認の下に、学校外における勤務により処理しうるよう運用上配慮を加える」と、先生方の仕事は外でもたくさんあるんだと、そういう点に配慮しなさいという確認なんです。ところで、研修の場合、何か書類上必要なものがありますか。

前田 ありますか……

分銅 朝十時に出勤する場合、書類を作成するんですか。

前田 それは……昭和六一年十二月一日までは、授業が一限目になれば十時に学校にこられることもありました。

分銅 それはどういう名目ですか。勤務時間がそうだったんですか。その人の勤務時間については、一限目がなければ二限目からという勤務時間になっているんですか。

前田 そうではありませんで、市教委はそういうことは認めておりませんし、私どもの方も時がたつにつれてよくないということ……分銅 私の質問は、たとえば二限目から授業のある人について、勤務時間のわりふりですね、その人については二限目からになってい



たのか。一限目からだけでも、一限目は何らかの名目で二限目から出てもいいということになっていったのか。取扱いはどうなっていたのですか。

前田 後者の方です。

分銅 そうすると、一限目も何も勤務しなければ欠勤扱いにもしくは遅刻扱いになるわけでしょう。そうしなかったのは、どういう扱

いのですか。

前田 時間外の家庭訪問とかいうものを、超過勤務を定量的には計るのが困難なので、校内的に運用上そうなっておったと……

支部執行委員には時間割もあけて参加を認めてきた

分銅 そうなっていて、たとえば、四・五限目授業がない場合、外へ研修のため出ていくとか、かまわないわけですか。

前田 いえ、それはダメです。

分銅 どうしてですか。いま言われた論理ですと同じでしょう。

前田 そうなりますときりがありませんので。分銅 そういう問題ではなくて、いかんという理由はどこにあるのですか。

前田 生徒が学校にいる時に教師は学校にいるというのが原則であろうと思います。

分銅 では一限目生徒は学校にいないのですか。

前田 だからそれはよくないと、六一年十二月一日から廃止した。

分銅 しかし、河村さんは六一年九月二日までの分が処分理由としてあがってるんですよ。一限目がよくて、二限目から以降がダメなんですか。

前田 授業がなければ十時でということとは、代々の校長からそうなってる、午後からの分

については代々の校長が認めていない。

分銅 西阪神支部の支部執行委員会、ずっと火曜日に行なわれていましたね。

前田 はい。

分銅 従前、時間はちがったりしてたようですが、この執行委員会には執行委員の人が出ていたんですね。年休は出してましたか。

前田 このましくないけれども出してはなかった。

分銅 従前は、支部執行委員会に出席する予定になった人は、一限目からの部分に、最初のカリキュラム作成の段階で線をひいてしまつて、この日は出ない、授業をないようにして出てたでしょう。

前田 授業をあけておったのは事実です。

分銅 これは学校側も了解していたんじゃないんですか。

前田 あの……事実としてはありましたけれども、勤務の正常化という点からいいますとよくないということです。

分銅 六一年十二月一日以前まで、支部執行委員会に出て処分うけた人はいますか。

前田 ありません。

傍聴人（以下傍と略）

全県的にないぞ!!

校長、三回にわたって処分資料となる報告書をひそかに提出

分銅 河村・深沢さんの件で報告書を出しておられるということですが。

前田 私の記憶ですと、三回であつたと。

分銅 いくつかですか。

前田 記憶にありません。

分銅 乙第五号証、昭和六一年九月十一日付の報告書ですが、これが最後ですか。

前田 はい。

分銅 それ以前は、

前田 記憶にありません。

分銅 だいたいいいですが。

前田 六〇年度の末か……

分銅 もう一度は、

前田 その前で……半年ぐらい前では……

分銅 六〇年の九、十月頃ですか。

前田 そうだと思えます。

分銅 報告書を出されたということは、出すように求められたからですね。

前田 まあ……そうだと思います。

分銅 教育委員会から、何らかの報告をしないといふことがあつて文書を出されたんでしょう。

前田 あつたと思うんですが、私の方も注意をしておりましたし、以前から教育委員会もそういうことはイカンと、どうしてもきかない場合は報告しなければいけないと強く言われたこともあつたと……ちょっとその辺は記憶がいまいで……

分銅 自分から教育委員会の方へ報告しにいった可能性もあるわけですか。

前田 あると思います。

分銅 たとえば二限目とか三限目途中でおられなくなった先生とかそういうことをみんな含めて、一般的な報告をされたんですか、河村先生についてのみ報告されたんですか。どっちですか。

前田 六〇年に入りまして、無断職場離脱は河村先生だけでありましたので。

分銅 河村先生以外に職場離脱を無断でされる先生は全くおられなかったんですか。

前田 十時出勤以外はおられなかった。

分銅 無断職場離脱というのは、勤務時間内は学校内におらなくてはいけなくて、だまつて出るとそれは無断職場離脱になるわけですね。六一年三月三〇日までの授業時間は、

前田 八時五〇分から三時四〇分まで。

分銅 特異な勤務時間ですが、休憩時間が、一五時四九分から一六時三四分となつて、その後一六時四九分までの一五分間は休憩時間ですね。

前田 勤務場所において休息すること。分銅 一五時四九分から一六時四九分までは、授業がなく、休憩・休息ですね。この時間はあなたの話では学校におらなくてはいけません、現実には先生方の中には、その日何もしなければお帰りの先生はおられなかった

ですか。

前田 ああ……何ものなければ、一五時四九分……に帰る人もいました。

分銅 それは無断職場離脱でしょう。勤務時間内に学校から離れてるじゃないですか。どこが河村さんだけなんですか。

前田 休憩時間は職場をはなれることは可能です。

分銅 すると休憩時間は

前田 離れてはダメです。

分銅 そうすると一五時四九分に職場を離れることはできませんね、後に休憩時間があるわけですから。

前田 まあ、あの……帰ってきたらいいわけです。

(場内大爆笑)

分銅 出たら帰ってこれないでしょう。取り扱いとして出るとは許されてたんでしょう。

前田 ああ……実態としてそういうことがありました。

他の先生方は無断職場離脱の扱いにしています

分銅 それはあなたの方のおっしゃることからすると無断職場離脱ということにはならないんですか。

前田 ……あの……そういう取り扱いとしては

ありません。

分銅 無断職場離脱じゃなかったんですね。

分銅 そうすると、河村さんの場合は、一五時四九分以降も無断職場離脱としてつけられてますね。報告ではそうなっていますね。

前田 在校していなかったということですか。

分銅 一五時四九分以降は、他の先生も出ていいわけですね。

前田 現実としては出ております。

分銅 河村先生の場合は出ていいでしょう。

前田 もっと早く出ておられました。在校してなかった時間とか、実際に学校にはいなかった時間を報告したので、それについて判断は教育委員会の方でして……

分銅 河村さん以外に勤務時間内に無断職場離脱する方はどなたもおられなかったですか。

前田 一時半とか二時とかの時間帯に無断で職場をでる方はおられなかった。

分銅 それはキチンと監督しておられたんですね。

前田 ああ……無断ですからね……(爆笑)

分銅 そういふ疑惑がありまして、注意をしてなかったというものもあります。

分銅 以前はあったが、注意した結果なかったということですか。

前田 いえ、ではないかと、確認したのは河村先生だけでした。

分銅 あなたの方が調査されたのは河村先生と

前田 校長室の窓から。

露骨な組合敵視

この後、処分のあった六一年九月につづいておこなわれた種々の組合活動規制——教頭の机を職員の反対をおし切って暴力的に職員室に運び入れたこと、職員室内の組合掲示板の撤去、会議室・放送器具等の組合使用禁止等々——を次々と実施してきたことの確認がなされた中で、前田証人が組合に対して嫌悪感をもっていた事実が明らかにされました。

分銅 市芦の生徒が先生を殴打したという事で新聞ザタになった事がありましたね。(注 昭和六二年)

前田 はい

分銅 いづれも警察で取り調べをうけられて、そこで組合のことについても調書にかいておられますね。組合は過激派の組合だとお書きですね。

前田 記憶にありません。

分銅 生徒に殴られるのは非組合員の先生ばかりで、組合の先生が後で煽動してると考えられる主旨の事を調書にかいておられますね。前田 組合員か、組合員でないか聞かれたの……

分銅 その調書の中では、組合に対して正常

深沢先生のみについて調査されたんでしょう。

前田 ああ……全員について調べました……

分銅 ずっと見回りにしておられたんですね。毎日ですか。

前田 はい

分銅 始めたのはいつ頃からですか。

前田 五九年の後半ぐらいから。

分銅 何時頃に見回られるんですか。

前田 はい。終業のベルが鳴りまして一五分位してからと、一六時四九分にも確認して……

分銅 全員チェックしてるんですね。

前田 はい

分銅 全員チェックしておられなかったのは河村さんと深沢さんだけですか。

前田 ああ、無断であつたのは……

分銅 先ほどの証言からするとおかしくないですか。五九年からやっておられて、今調べられた時間ですと、帰ってる先生はたくさんいるんでしょう。

前田 はい。

分銅 帰った人はたくさんおった筈で、全部それはついてるんですか。

前田 ああ……それでですね……二回目の時もしてまして、一日の終りに二回してて、二回ともいない……届けがでてる人もいますし……つまり……まあ……

分銅 二回してて、一五時四〇分から数分後、それは一五時四九分までですか。

化さしていけないかと、自分が正常化していくことが任務やと思うという事を書いていますね。

前田 学校を正常化させるということ。

分銅 その趣旨は文脈からいうと、組合を正常化させることと読めますが、あなたの学校正常化というのは、組合を弱体化させるということと調書を作成されませんでしたか。

前田 そういう事ではありません。

分銅 これらの事からしますと、今回のこの処分は、組合活動をしたが故に、無断職場離脱を理由として、深沢さんと河村さんを処分したと、そうじゃないんですか。

前田 処分したのは……私の権限ではありませんので……それは市教委の方に……私も二回ばかり西阪神支部に出かけてそれを確認して市教委へ報告した。

分銅 河村さんは前年度の事が問題にされてるんですが、その理由はきいてませんか。

前田 きいてません。

分銅 無断職場離脱をした場合、今まで市芦ではそういう事例はないですね。

前田 はい。ありません。

◆ 最後に勤務時間の変更について、当然勤務条件の変更ということでは組合との交渉事項になるにも拘らず、一切が市教委と校長の一方的通告のみでなされてきたことが明らかと

教育の尊厳を守る闘いを！

市芦分会 X生

なり、また、六一年十二月までは、「変更があっても、十時出勤等については従来通り」という事が校長から言明されていたことも確認されました。

以上二時間に及ぶ第一回反対尋問で、河村・深沢両先生を特定して「無断職場離脱」として処分する根拠が崩れ、組合活動に対する弾圧という側面が明らかにされました。今回の

反対尋問においても、ひきつづき、処分のズサンさを追及し、前田証人の組合弾圧の実態を明らかにしたいと思えます。

審理終了後の集会では、支援する会副会長の中山先生が、病気で入院されていたにもかかわらず暑い中を傍聴に来ておられて、前田和夫がかつて解放教育を担ってきた教師であり、それが完全に変節し人の屍を踏みこえて

いくような男になっている事への怒りや、すばらしい支援の人々の中でこの闘いは必ず勝利する確信を強めたという挨拶をうけました。また市芦に残り厳しい管理体制下でがんばる教師からも、生徒切り捨て教育は必ず破綻する、ひるまず市芦教育の遺産を継承していきたいとの力強い挨拶がありました。

導部長と総務部長の兼任として着任した。

井上新校長の下、この二人を補佐役に、一層のスパイ体制、管理体制の強化がねらいである。

生徒は退学、休学

留年へと追い込まれている

このスパイ体制、管理体制強化は生徒にも同様に向けられていく。

特に、新一年生に対しては、入学式がすんだ後からさっそく留年規定、処分規定の説明が長々となされる。十分遅刻したらその授業は欠席、十分以内の遅刻は三回で一回の欠席、一科目でも実施時数三分の一を越えるものは留年。規則がすべてであるのだ。

入試で昨年度三三名、今年度二五名の生徒を切り捨てたからとい

市教委における スパイ管理体制下の市芦

一昨年十月に始まる市立芦屋高校（以下、市芦）における停職処分、強制配転は職務命令という紙切れ一枚で教師を教師の職から奪っていくものである。

六月二日第八回公平委審理の場において、敵側のトップバッターとして登場した、弾圧の張本人の一人である市芦の前校長前田和夫は、何よりも市芦教職員組合をつ

ぶすために河村委員長、深沢書記長の無断職場離脱をデッチ上げようとして、あるうことか西阪神支部の組合事務所を市教委の教職員課長と、またあるときは学校教育課長と見張っていたことを臆面もなく証言した。傍聴席からは「校長の仕事と言うのはスパイ活動をする事なのか！」とその場をきめる野次が飛んだ。

この証言は、松本教育長以下市教委全体がスパイ活動の巢窟になっていることを、はしなくも浮上

させた。彼らは、スパイ活動とデッチ上げが余りにも当たり前になっていて、まともな感覚がマヒしてしまっているからこそ、このような不当労働行為そのものである証言がなされたのである。

今年度強配を受けた深沢委員長と、長瀬元婦人部長の二人の先生（組合活動家であり、生徒と深くかわっていた）と引きかえに山形教科・教務課長と村上指導主事の二人が市芦に送り込まれてきた。山形は教頭として、村上は生徒指

って市芦にくる生徒、本当に市芦を必要としている生徒の質が変わるものではない。「低学力」を始め、生徒の抱えている問題はもっと根深く、地続きである。

何の信頼関係もない殺伐とした空気の中で、生徒のイライラはつのり、荒れが続いていき、差別事件も起きている。

処分の連続になる。謹慎処分で親を呼び出して注意することは決まっている。これまで市芦の教師が大切にしてきた、生徒の生活の在り様にかかわって話を聞いていくようなことは一切ない。

生徒が学校にこなくなっても、一般の教師にはわからないことが多い。特別指導委員会という密室化が進んでいる。

謹慎が解けて学校に出てきても、わからない授業、クラスがバラバラで、自分の居場所のない選択授業などに入れなくて同じような仲間がたむろしていく。悪循環が繰り返される。一学期の終わりで、今までの市芦なら学校につき止めた生徒も含めてかなりの生徒が学校を去っている。

もっとも市芦を必要としている生徒をまず学校から排除していく、

これが松本教育改革の実態のひとつである。

スパイごっこ 大好きな山形教頭

これは、つい最近のAさんの話である。たまたま山形と帰る電車が一緒になった日の翌日、同僚の先生から「Aさん、昨日教頭の後につけたん？」と聞かれて、驚いたAさんがどうなっているのか聞いていくと、朝礼の始まる前、教頭とか主任とか早くから学校に来ていて、そこで山形が村上とか、一年生の主任に向かって「昨日A先生に後をつけられた」という話をしていたらしくて、その話を聞いていた先生が伝えてくれたということである。

帰る方向がたまたま同じで、同じ車両に乗った。そしたら、翌日は教頭の後をつけた、そう言う話がデッチ上げられている。山形はそういうスパイごっこの大好きな男である。

聞けば、山形は新設校の組合つぶしを専門にやり、松本教育長のいた学校でスパイ実働部隊としての実績を買われて、昨年一年間は市教委に入り、再び松本スパイ学

校と化した市教委で組合対策を練り上げて、村上ともども市芦にきた男である。

学外の人に来て分会員と話をしている様子とかがいくつもの手続きや指導報告のため教頭と接する機会があると、教頭にしたら組合員の先生がものを言ってくれることがうれしく、近づきができたと思うらしく、印刷室でプリントを印刷していると話しかけてきて、何をするかと思えば印刷しているプリントを手にとって点検していく、そういう男である。

スパイの山形は さぼりの山形

この山形、仕事は何もしない。朝の五分間の朝礼の司会と伝達が彼の表向きの仕事である。それが済むと新聞を広げてボケ、何もしないで窓の外を眺めてボケ、担任は始め、他の教師が仕事、仕事に追われているときも何もしない。用もないのに、つっかけバタバタいわせて事務室へ行って世間話（余り誰も相手にしたくないが）をしたり、新聞を読んでいる。しばらくすると又職員室に戻ってきて

新聞を読む。午後は、午睡をとりながらボケッとしている。

一方で、教師の仕事は非常にハードなものにされてきている。小規模校の市芦で加配教員のすべてを引き上げた上で、県立高校なみの選択カリキュラム性を導入したため、各々の教科で一人の教師が4種類から5種類の教材を用意する必要に迫られている。それでいて教科の持ち時間は県立高と同じ十七時間から一八時間である。とりわけ担任の先生の仕事がついに教材に追われ、クラスの生徒の指導に追われ、それでいて自習課題までもっていくことになる。休む暇がない。そんなとき、教頭だけがボケッとしている。「担任手当はつかんのですか？」と若手の担任が皮肉を込めて言う。

職員には休憩室も与えられていない（いくら組合交渉をしてもまともな部屋を提供しない）。教頭は何もしなくても勤務評定だけはバッチリしているから、朝から夕方まで気の休まる時がない。元気の良かった先生までが短期間の療休を取り始めている。

教頭は自習課題にしても、作れ作れとは言いが、ただの一度も自

習監督に自分が行ったことはない。自らも事務長をつかまえて「こんなに仕事せんでも給料もらえるの悪いわ」と言っているくらいである。

「己が何もしないでえらそうなことばかり言っていて、誰が言うこと聞くんや！」と若手のCさん。

生徒たちも「あの教頭、何や。何もしていない」「おれらに『用事がなかったら職員室から出ていけ』と言っただけや」とあきれている。

大中教員削減により

「教育改革」破綻

六月の終わり、職員朝礼で井上校長が特に発言を求めて次のように言っている。「授業に行かれていない先生はよく御存知のように、一年生の授業が非常にだれてきている。全力でこれに取り組みたい。校務運営委でこのことを話し合いたいので一年生に関係している先生で意見や助言などがありましたらお願いします」と。

このことは、市芦の授業がどうなっているのかということをおまですところなく物語っている。

「学校は良くなった、良くなっ

たとことあるごとに言ってきた校長が、何で自分たちの非を認めるようなことを言うんや。これ、分会ニュースに載せなあきまへんなあ」と若手の先生が語っているように、校長の敗北宣言そのものである。

教育改革二年目、井上新校長のもと彼らのいう新生市芦を目指して「特別の配慮」をしてきたはずである。即ち、ベテラン教師を九名もとばし、非組合員を担任にして管理体制を強化する学年として出発した。その「教育改革」の破綻である。

今まで市芦の教師たちは「なぜ、勉強がわからなくなったのか」「なぜ、学校に来ているのか」等を丁寧に聞いていくことにより、生徒自らが学校へ来る意味を生活を通してとらえ直し、そこからまた「わが授業」を要求し、学力を取り戻そうとする意欲を高めていけるよう努力してきた、少なくとも「生徒を排除しない」という教育をおし進めてきた。

しかし、現在の市芦は松本教育改革により、教師の数を極端に減らし、点数を唯一の基準として、

生徒の排除も辞さない。つまり、生活からの要求を一切切り捨て、点数ですべてを評価する。

生徒たちは「わからない授業」を形式的にだけ進められると「もうええわ」ということになる。それは、他の授業にも影響していく。

校長の敗北宣言にみられる授業実態は、生徒たちが示すあたりまえの反応であり、教育が破綻してしまっている姿である。

にもかかわらず、生徒の排除も辞さないという今の教育改革の中にあって生徒たちは「授業に参加する資格がない」と、いつ、そう判断されるとも限らない。本来生徒の教育権を保持すべき教師が、己に責任を返すこともなく無償のまま、生徒を排除していく。すでに、現二年生は入学時定員内にもかかわらず三十三名を切り捨て、二年生進級時に二十五名（留年生八名を含む）を留年、休学、退学へ追い込んでいく。

これは十名中四名もの生徒が、これからの時代を生きていく上で生存権の意味を持つと言われてきている高校に学ぶ教育権を剥奪されたことになる。

一年生の「やる気のなさ」とは

対照的に、三年生の授業においては「みんな一生懸命勉強している。授業に参加しないものは誰もいない」とどの教師も評価している。

彼らは、市芦において入学時足切りされていない唯一の学年である。教育改革の中で自分たちの目で、自分たちの頭で考えながら、おかしな点をおかしいと批判しつつ「わかる授業」を要求し続けてきた学年である。学年教師が唯一「生徒を学校から排除しない」という取り組みを続けている学年である。

このことは、市芦においてどういう教育が必要なのかを如実に物語っている。

以上述べてきたように松本教育改革は生徒指導においても、授業においてもすでに破綻してしまっている。私たちは、この事実をしっかりと見届けて教育の尊厳を守る闘いを、生徒の高校教育を保障していく闘いを構築していく必要に迫られている。

「時を刻む」を五〇〇部増刷しました。是非お読み下さい。そして周辺の方に紹介下さい。

深沢忠先生に対する強制配転への

反論書

昭和六三年七月一八日
昭和六三年（不）第一号

不服申立人 深 沢 忠

処 分 者 芦屋市教育委員会

芦屋市公平委員会

委員長 佐藤 貞 晴 殿

不服申立人弁護士 分銅 一 臣

同 在 間 秀 和

同 村 田 喬

反論書

一、処分者は、不服申立人に対する今回の人事異動は、教職員の人事異動がこれまで少ないため、他の教育機関、部署との人事交流の必要性があった旨主張する。

しかし、市立芦屋高校における教職員の人事異動が少なかったという事実はなく、昭和四六年度に在籍していた教員（養護教諭、図書館司書を除く）のうち、昭和六一年度四月においても引続き在籍している者は僅か二名にすぎない。また昭和五五年度から昭和六一年度の間における異動人員をまとめると転出ないし退職した者二六人、転入ないし新規に採用された者は一七人であり、この点からみても人事異動が少ない

とはいえないことが分るのであろう。

なお教員にとつての人事交流は一般には学校間の交流として行われるのであり、本件のような他部署との人事交流は異例のことである。処分者も認めているように理数系知識、経験の豊かな教員であった不服申立人を教育現場から引離し、教育研究所へ異動させなければならない必要性があったとは全く考えられない。

二、処分者は、昭和六三年度の教育課程の編成上、理科担当教員の減員の必要性があった旨主張する。

しかし不服申立書に述べたとおり、昭和六三年四月一日付で不服申立人の同僚であった他の理科教員一名が本人の同意の下に中学校へ転出し、同日新任の理科教員一名が採用されている。よって仮りに減員の必要性があったとしても中学校へ転出した教員がいたのであるから、さらに不服申立人を転出させる必要はなかったことが明らかであり、処分者の主張は破綻しているといふ他はない。

三、処分者は、コンピューター教育の研究推進等のため、教育研究所において教育工学の研究と研究グループの育成指導を急務と

して増員を考えていた旨主張する。

しかし上記主張もまた不服申立人を異動させた後に考え出されたこじつけであって不当なものである。

即ち、昭和六二年度と比較して昭和六三年度における教育研究所に特別の予算は計上されていない。処分者の主張する「急務」が存在するのであれば、教育工学の研究という職務内容からみて何らかの予算上の配慮がとられて然るべきであろう。

また従来コンピューターの導入について中心的役割を果し、教育研究所の所員を兼任していた芦屋市教委の村上指導主事を昭和六三年四月一日、不服申立人と入れ替りに市立芦屋高校へ転出させている。処分者の主張が事実であるなら村上指導主事こそ適任者であり、同人をこそ教育研究所の専任研究員とすべきであった。

さらに不服申立人は特にコンピューターについての知識を有している訳ではないし、むしろ逆に職員会議等の場において学校教育現場へのコンピューターの導入に反対する立場を明示していた。

理科教員であるからコンピューターに適性があると考えるのは極めて短絡的な発想といわざるを得ない。事実前記村上指導主事は社会科の教員であったし、市立芦屋高校でコンピューターに造詣が深い教員は

数学、英語、理科の担当教員各一名である（なおこのうち理科教員は中級教育工学指導員の資格を有している）。

処分者が不服申立人に対し、事前にコンピュータに対する関心や知識の有無を確認していないことは勿論である。

以上述べたところから、不服申立人が処分者のいうコンピュータ教育の推進やソフトの開発、あるいは教育工学の研究等のために相応しくない人物であることは明らかであろう。

四、不服申立人の教育研究所における仕事について

不服申立人が教育研究所で現実に携っている仕事の大半は、「芦屋市教育委員会四〇周年記念誌」の編纂であり、今年から初めて作成された教育研究所分掌表上、不服申立人が「教育工学」担当とされているのは、たまたま同担当が空白であったからにすぎない。研究所の所長から教育工学の充実のために来てもらったという説明を受けたことは一度もない。

処分者の主張する「教育工学の研究と研究グループの育成指導」に関連して不服申立人が行っていることといえば、研究グループの開く会合の案内状の発送、会場の手配、受付程度でしかない。

五、処分者は、不服申立人は教育職を保有し

たまま指導員及び教育研究所勤務を命じられたもので、適用される給料表並びにその級及び号給には何ら変更がない、本件人事異動は何らの不利益を伴うものではない旨主張する。

しかしながら不服申立人は市立芦屋高校教諭の職は解任されており、学校籍は有さず、したがって教諭でもない。単に教育職給料表が適用されることをもって教員の身分があるということではない。

九・二九市芦反彈圧闘争
二周年集会開催のご案内

市芦救援会事務局

河村・深沢両先生に対する停職一ヶ月の処分が出されて二年、そして九名もの教師が強制転転されています。この間、私たちは多くの方々から熱い支援を受け、元気で闘っています。これからも、救援会として多くの労働者の闘いに学びながら、力を寄せ合って頑張るために学びながら、力寄せ合って頑張ることを考えています。是非参加をお願いします。

日時 九月二十九日（木）PM 6

場所 芦屋市民センター 四〇一号室
詳細はおってご案内いたします。

なお不服申立人は教育調整額、教員特別手当の支給が得られなくなっており、一ヶ月約三万円の減収を強いられて経済的な不利益を受けているし、何よりも教育現場から隔離され、生涯の仕事として志した「教師」の地位を奪われていることは重大な不利益という他はない。

以上のところから処分者の主張は根拠がなく、本件が不当な人事異動であったことが明らかである。

活動日誌／抜粋／1988.7.15～8.15

7・19 芦屋市部落解放研究大会実行委に参加。

加。

20 「教育を考える会」に参加。

21 法対会議。

22 事務局会議。

26 第十回公開口頭審理。

28 高校総体終了に伴ない、鈴木先生の現場復帰要求書を市教委に提出。

通信No.19発送。

30 31 第一八回働く青年全国交歓会に参加

8・9 第六回反戦反戦狭山芦屋市民集會に参加。

11 法対会議。

15 事務局会議。

No.19の訂正 P1 P4 「適性化」→「適正化」

P7 東伸小川の会関西地域の会→東伸小川の会阪神地域の会